

2019年9月25日乃木坂スクール

#07 生きた教科書～逆転の手法で社会を変える人々に学ぶ

参議委員議員船後事務所

小林律子

1. 2019年7月21日の参議院議員選挙、障害のある国会議員が3名誕生

れいわ新選組の比例特定枠の船後靖彦議員と木村英子議員が重度訪問介護や訪問看護を利用する重度障害者であったことで可視化された国会のバリア

にわかに話題沸騰した「重度訪問介護の利用制限問題」とは何か？

重度身体障害者が国会議員になった 当事者の目線が 社会を動かす

参議院選挙後初の臨時国会が召集された8月1日、2人の新人議員が注目を集めた。大勢車いすで登院し日本初の重度身体障害者の国会議員の存在は、どんな変化を社会に巻き起こすのか。

フリーライター 玉野子香



令和元年最初の臨時国会を期して記録した8月1日、車いすでワゴン車から出た船橋を聞き、「押すな！」など罵声が飛び交うなか、一貫にシャッターが切られた

令和初の参議院選挙11日後に召集された臨時国会。午前10時から始まった本会議には、れいわ新選組から特定枠で当選した藤性みの障害者を持つ木村英子（51）、体の筋力が動かなくなるALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の松尾増子（51）の姿があった。1時間半での議中、大勢の電音車いすで水戸議場を歩方り口元に席を取った二人を、報道陣が2階から身を乗り出し、写真に取っていた。

実は、この日、ギリギリまで2人の初登院は危ぶまれていた。国会議事堂の中央玄関にはスロープがつけれ、議場後方に大勢車いすする台のスペースを確保、充電用の電源も新設され、ハード面は突貫工事でも整えられた。だが、介助者をつけるための重度訪問介護制度は、主に自宅での利用が想定されており、議場、議事時の利用が認められないという問題が浮上していた。

木村と同じ藤性も、これまで共に障害者自立支援に関わってきた東京都多摩市の重吉さおり（46）が早朝から車いすで国会前に駆けつけていた。「今日はまず、2人が国会に入れるのかを見届けました。障害者がおかれています。実情を当事者の言葉で伝えてほしい。でもその声が他の議員の方たちにも届くのか、不安もあります」。

重度訪問介護サービスについて、船橋と木村は制度の根本的改正を要望



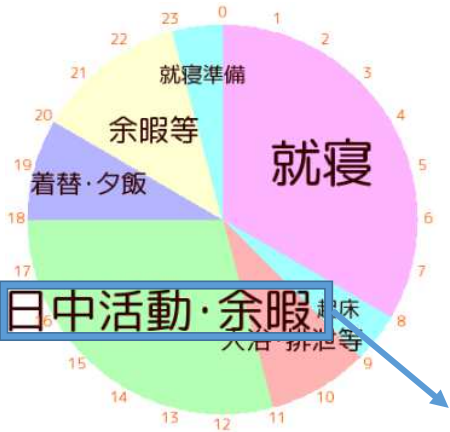


・国会内のバリアフリー化 ハード面、制度・
慣習面(質問・投票における合理的配慮)、
意識面

・重度訪問介護の利用制限問題とは ※

・当面の解決策(議員活動中の費用を参議
院が負担すること)について「特別扱いだ、
個人負担すべきだ」という意見

就業者・通勤での介助利用制限は、重度障害者の社会参加を阻む、制度による社会的障壁そのもの！



在宅でも就業者でも
介助ニーズは
ほとんど変わらない

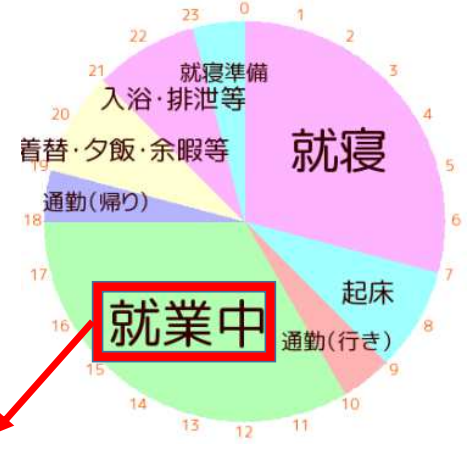
1日に必要な
介助時間数も
ほとんど変わらない

なのに・・・

- 散歩・買物
- 通勤・営業
- 昼食、水分補給
- 衣類の着脱
- 排泄
- 姿勢調整

パソコンのスキルも身につけて、働く意欲はあるけど、
通勤・就業者に介助が受けられないなら、
職場にも行けないし、働けない・・・

就職なんて諦めて、生活保護で暮らすしかないな...



DPI日本会議作成

・ 重度訪問介護の利用者数（月平均）は総合支援法が施行された平成25年度は9,513人。翌26年度から知的・精神障害者まで対象が拡大されるにあたり、利用者数の急激な増加が懸念されましたが、結果は9,871人で、358人（+3.8%）の微増であった。

・ その後も、年に300人台の微増で推移しており、懸念されるような急激な増加は起きていない。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第11回(H29.10.6)資料2
重度訪問介護に係る報酬・基準について「論点等」より

重度訪問介護の現状

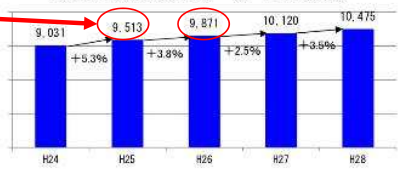
【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成28年度費用額は約735億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.4%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

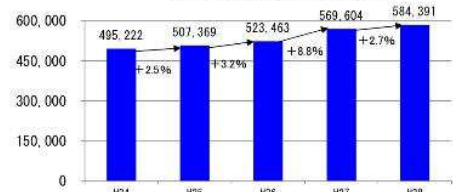
総費用額の推移(百万円)



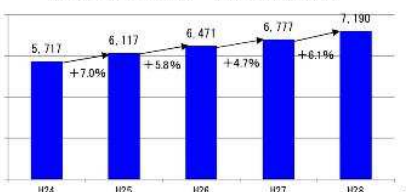
利用者数の推移(一月平均(人))



一人当たり費用額の推移(円)



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典: 国保連データ

DPI日本会議 作成

重度訪問介護の外出の制限は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抄）』平成18年9月29日厚生労働省告示第523号（最終改正：平成25年3月29日）の【別表介護給付費等単位数表 第2 重度訪問介護 1 重度訪問介護サービス費】に記載された次の文章により規定されています。（①～④の数字と下線はこちらで追記）この①と②により通勤・通学に重度訪問介護サービスが使えず、社会参加の大きな妨げとなっています。

さらに、この規定を参考に、市町村の地域生活支援事業である「移動支援」の要綱が作られているケースが多く、①、②はもとより特に③の行き過ぎた拡大解釈により、障害のない一般市民が行なっている余暇活動（映画鑑賞、コンサート、泊まりの旅行等）でさえも利用不可とされ、④の「移動中の介護を総合的に行うもの」は反映されず、細かな制限を課せられることでやはり社会参加の大きな妨げとなっています。

重度訪問介護の外出に関する上記の記述から、社会的障壁となっている①、②、③の削除が必要です。また、同様の規制は「行動援護」「同行援護」にも存在しますので、併せて削除が必要です。

DPI日本会議作成

2 重度訪問介護サービスとは、障害者運動と制度の歴史

重度脳性麻痺者介護人派遣事業

(東京都、1974年 以後各自治体に広がる)



全身性障害者介護人派遣事業(1986年、自治体事業)



障害者支援費制度の日常生活支援

(2003年、国事業に一元化)



障害者自立支援法の重度訪問介護(2012年、国事業)

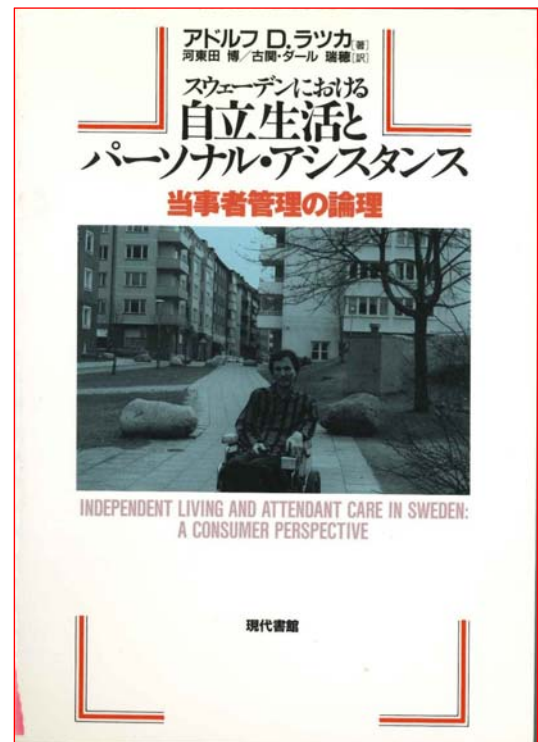


障害者総合支援法の重度訪問介護

(利用対象者が知的・精神障害に拡大)

3. 公的介護サービスが充実している 北欧(デンマーク・スウェーデン等)でな ぜパーソナルアシスタンス制度が生ま れたのか

- ・脱施設化と「動く」施設(ホームヘルプ・サービス)
- ・「偽りの自立」と脱専門化
- ・サービスの当事者管理
- ・ディスアビリティ当事者による組織の自己管理
- ・エンパワメントとネットワーキング



4. 参議院の公費負担は解決策になるのか。インクルーシブな制度にするための真の解決策とは？

・現状の障害者法制の問題点

重度訪問介護が就業中・就学及び通勤・通学に使えない

同行援護(視覚障害者)、行動援護(知的・精神障害者)も就業中、就学及び通勤・通学に使えない



「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」(2006年9月29日、厚労省告示第523号)の撤廃

雇用促進法の雇用納付金制度に基づく各種助成金

・障害種別や目的別に制限した制度設計から、重い障害や医療的ケアを必要とする人、「周囲との関係性」や環境によって「行動障害」が起きてしまう人が地域で必要な支援や介助を受けて暮らすことのできるインクルーシブな制度設計が必要。



障害者総合福祉法成立時に、3年後の見直しの際の課題として提起された「常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方」=パーソナルアシスタンス制度の創設を